平成２５年（フ）第２９号
福岡県大牟田市天領町２丁目65番地１
債務者　野村紗有里
１　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３２号
福岡県大牟田市小浜町３丁目２番地20　ローレル小浜101
債務者　関根　浩子（旧姓長谷川）
１　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３４号
福岡県大牟田市明治町２丁目17番地16
債務者　古賀　初美
１　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第３５６号
千葉県船橋市高野台３丁目22番６号
債務者　三末　　孝
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３７６号
千葉県浦安市富士見３丁目10番１―103号　スカイマンション
債務者　渡邉　一巳（旧姓幸家・吉仲）
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４１９号
千葉市稲毛区轟町４丁目５番４号
債務者　飛鋪　勝美
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４４２号
千葉県船橋市海神５丁目18番11号　海神荘
債務者　青柳　孝幸
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４６８号
千葉県八千代市勝田台北１丁目21番33号　イイノハイツＢ棟105号
債務者　加瀬　糸江（旧姓寺崎）
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７０号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目16番23号　メゾン幕張本郷201号
債務者　本澤　規男
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７５号
千葉市中央区祐光１丁目27番６号　レオパレスしらさぎ106号
債務者　下沢由美子
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１００２号
名古屋市北区萩野通２丁目17番地の１　フォレスト萩野通５Ａ号
債務者　松下　一一
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０号
京都府京丹後市峰山町二箇195番地
債務者　梅田　　芳
１　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２４５号
兵庫県姫路市書写47番地24
債務者　廣畑真喜子
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５２号
兵庫県姫路市大津区平松397番地16　サニーハウス平松Ⅱ102号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目39番地
債務者　牧　　末男
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５３号
兵庫県姫路市大津区平松397番地16　サニーハウス平松Ⅱ102号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目39番地
債務者　牧　　和枝
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０９号
福岡県久留米市善導寺町与田585番地10
債務者　秋吉　康彦
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１０８号
長崎県長崎市古賀町1400番地57
債務者　浅木　美穂（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係